(表)

						(12)					
					診	断	書				
氏 名											
生年月日						年	月	目(	歳)		
住 所											
疾 患 名											
症		状	日常	1999年活	·用具·	を必要	とする	身体の岩	犬況等		
その他注意事 項等											
3	年	月	日								
医療機				<b>7</b>							
	医療機	幾関所在地									
		担当图		氏名							

## 医師の皆様へ

磐田市では、小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、小児慢性特定疾病児童(別紙一覧表)の患者で、身体障害者福祉法等による給付の対象とならない者が下表の対象者欄に掲げる身体的状況にあると認められる場合には、下表の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解のうえ、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

租	重 目		対 象 者	性能
便		器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)
特	殊 マ ッ	<u>۲</u>	寝たきりの状 態にある者	褥瘡(床ずれ)の防止又は失禁等による汚染・損耗 を防止できる機能を有するもの
特	殊 便	器	上肢機能に障 害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特	殊 寝	台	寝たきりの状 態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則とし て使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するもの
歩行	亍支援用	具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するものイ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴	谷補助用	具	入浴に介助を 要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特	殊 尿	器	自力で排尿で きない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病 児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体	位変換	器	寝たきりの状 態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させ るのに容易に使用し得るもの
車	椅	子	下肢が不自由 な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえた ものであって、必要な強度と安定性を有するもの (電動の場合一歩行機能を電動車椅子によらなけ れば代行できないもの)

頭部保護帽	発作等により 頻繁に転倒す る者(在宅以 外(入院中又 は施設入所) の者について も対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し 得るもの
クールベスト	体温調節が著 しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対すが る防御機に対すが 者しくがんを起る 経障とがある 者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入 器)	呼吸器機能に 障害のある者	患者又は介助者が容易に使用できるもの
パルスオキシメータ	人工呼吸器の 装着が必要な 者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能 な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造 設した者(在 宅以外(入院 中又は施設入 所)の者につ いても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造 設した者(在 宅以外(入院 中又は施設入 所)の者につ いても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人 工 鼻	人工呼吸器の 装着又は気管 切開が必要な 者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

連絡先

磐田市こども部こども未来課発達相談G 電 話 0538-37-2761